

四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 4 0 号

四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 5 年四日市市条
例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>市の設置する農業集落排水施設（以下「施設」という。）の設置、管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 の規定に基づき、農業集落排水処理施設（以下「施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</u></p>
<p>(供用開始の告示)</p> <p>第 5 条 <u>上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）</u>は、施設の使用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始すべき年月日、施設の名称、処理区域、処理施設の位置その他供用開始に必要な事項を告示するものとする。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(供用開始の告示)</p> <p>第 5 条 <u>市長は</u>、施設の使用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始すべき年月日、施設の名称、処理区域、処理施設の位置その他供用開始に必要な事項を告示するものとする。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第 6 条 処理区域内に汚水を排出する建</p>	<p>(受益者の義務)</p> <p>第 6 条 処理区域内に汚水を排出する建</p>

建築物を所有する者は、前条の告示があった場合には、告示された供用開始の日から1年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事由により管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(水洗便所への改造義務)

第7条 処理区域内において、くみ取り便所等が設けられている建築物を所有する者は、第5条の告示があった場合には、告示された供用開始の日から3年以内にその便所を水洗便所（污水管が施設に連結されたものに限る。）に改造しなければならない。ただし、管理者が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(排水設備の計画の確認)

第10条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第3項に規定する基準に適合するものであることについて、規則で定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排水設備の工事の施工)

第11条 排水設備の新設等の工事の施

建築物を所有する者は、前条の告示があった場合には、告示された供用開始の日から1年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事由により市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(水洗便所への改造義務)

第7条 処理区域内において、くみ取り便所等が設けられている建築物を所有する者は、第5条の告示があった場合には、告示された供用開始の日から3年以内にその便所を水洗便所（污水管が施設に連結されたものに限る。）に改造しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(排水設備の計画の確認)

第10条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第3項に規定する基準に適合するものであることについて、規則で定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排水設備の工事の施工)

第11条 排水設備の新設等の工事の施

工は、管理者が指定した業者（四日市市公共下水道条例（昭和34年四日市市条例第8号）第7条に規定する業者をいう。）が行うものとする。ただし、市において工事を実施する場合又は農業集落排水の管理に支障を及ぼすおそれがないと管理者が認めた場合は、この限りでない。

（排水設備の工事の検査）

第12条 排水設備の新設等を行った者は、その工事の完了後5日以内に管理者に届け出し、その検査を受けなければならない。

（改善命令）

第13条 管理者は、農業集落排水の管理上必要があると認めたときは、排水設備の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

（使用開始等の届出）

第14条 使用者が施設の使用について、開始、休止、人数の変更若しくは廃止又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

2 （略）

（使用料の徴収）

工は、市長が指定した業者（四日市市公共下水道条例（昭和34年四日市市条例第8号）第7条に規定する業者をいう。）が行うものとする。

（排水設備の工事の検査）

第12条 排水設備の新設等を行った者は、その工事の完了後5日以内に市長に届け出し、その検査を受けなければならない。

（使用開始等の届出）

第13条 使用者が施設の使用を開始、休止若しくは廃止又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 （略）

（使用料の徴収）

第15条 管理者は、施設の使用について、使用料を徴収する。

2 前項に規定する使用料は、納入通知書、集金又は口座振替の方法により毎月又は隔月徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、臨時に徴収し、又は前納させることができる。

第16条 (略)

第17条 (略)

(使用料の督促)

第18条 使用料を納期限までに完納しない者があるときは、管理者は督促状を発する。

(資料の提出)

第19条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の納期限の延長及び減免)

第20条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めたときは、使用料の納期限の延長、減額又は免除することができる。

(管理の委託)

第21条 管理者は、施設の目的を効果的に達成するため、施設を使用するもの

第14条 市は、施設の使用について、使用料を徴収する。

2 前項に規定する使用料は、納入通知書、集金又は口座振替の方法により毎月又は隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に徴収し、又は前納させることができる。

第15条 (略)

第16条 (略)

(資料の提出)

第17条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第18条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めたときは、使用料を減額又は免除することができる。

(管理の委託)

第19条 市長は、施設の目的を効果的に達成するため、施設を使用するもの

ので構成する団体にその管理を委託することができる。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(罰則)

第23条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1)から(4)まで (略)

(5) 第19条の規定による資料の提出を求められ、これを拒否又は怠った者

第24条 (略)

で構成する団体にその管理を委託することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第21条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1)から(4)まで (略)

(5) 第17条の規定による資料の提出を求められ、これを拒否又は怠った者

第22条 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)